

三芳町地域防災計画
風雪水害対策編
令和6年度改訂

三芳町防災会議

目次

第3編 風雪水害対策編.....	1
第1章 総則.....	1
第1節 風雪水害に関する県の概況.....	1
第1 水害.....	1
第2 大雨.....	1
第3 気象災害.....	1
第4 雨と災害.....	1
第5 災害の危険性.....	1
第6 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知.....	3
第7 風雪水害等被害想定.....	5
第2章 施策ごとの具体的計画.....	6
第1節 自助・共助による防災力の向上.....	6
第1 予防・事前対策.....	6
第2節 災害に強いまちづくり.....	7
第1 予防・事前対策.....	7
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保.....	13
第1 予防・事前対策.....	13
第2 応急対策.....	13
第4節 応急対応力の強化.....	14
第1 予防・事前対策.....	14
第2 応急対策.....	15
第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備.....	18
第1 予防・事前対策.....	18
第2 応急対策.....	18
第6節 医療救護等対策.....	37
第7節 避難対策.....	37
第1 予防・事前対策.....	37
第2 応急対策.....	39
第8節 災害時の要配慮者対策.....	48
第9節 物資供給・輸送対策.....	48
第10節 生活の早期再建.....	49
第11節 竜巻等突風対策.....	50
第1 現況.....	50
第2 予防・事前対策.....	51
第3 応急対策.....	54
第3章 災害復興.....	57
第4章 雪害対策.....	58
第1 予防・事前対策.....	58
第2 応急対策.....	65

第3 復旧対策	74
---------------	----

第3編 風雪水害対策編 第1章 総則

第1節 風雪水害に関する県の概況

第3編 風雪水害対策編

第1章 総則

第1節 風雪水害に関する県の概況

第1 水害

本県の気象状況は比較的温和である太平洋側気候であり、夏季に多雨で、冬季に少ない。また、平年降水量は1,300mm程度で、年により1,000mmを割ることもあり、冬期降雪も少ない。従って冬期渇水流量は、利根川を除いて僅少である。夏期かんがい期の農業用水も管内河川自己流域の流出量では不足で、荒川、入間川等の利用量は全部で30 m³/s程度で、他の大部分は利根川に依存しており、その量は100 m³/sに及んでいる。

この反面、梅雨期、台風期には、特に大雨をもたらし、洪水を招くことが多い。

第2 大雨

埼玉県では、台風が東経135度以東を北上して関東地方に上陸するか、房総半島をかすめて通るようなコースが最も大雨が降りやすい。雨量の分析は、山岳部に多く平野部に少ないのが普通で、台風が中部地方以西を北上する時は、一般的には雨量が少ないが、秩父方面では局地的に多くなることがある。南方海上を北西に進む台風では、中心がかなり離れていても山岳部に大雨を降らせることがある。雨の最も強い時期は、台風の中心が伊豆半島からその沖合にある時である。

第3 気象災害

本県に大きな被害をもたらした気象災害には、大雨、雷、雹（ひょう）による災害が多く、全体の約6割となっている。なお、雷、雹（ひょう）は災害としての規模は比較的小さい。また、台風や豪雨による災害の甚大化や熱中症患者の増加など、地球温暖化の影響がすでに顕在化しており、今後さらに深刻化するおそれがある。

第4 雨と災害

水害は、台風による大雨で起こることはもちろんであるが、これに前線性の雨が加わって水害をより大きくしている。

本県における県内平均雨量と浸水戸数との関係を見ると、250 mmでは1万戸に達していないが、300 mmで4万戸、350 mmで8万戸と、雨量が300 mmくらいから浸水が急激に増えてくるので注意しなければならない。ただし、これは県内の平均的な雨量の場合であり、実際の場合には雨量の多いところと少ないところがある。一般には、平均年総降水量の20分の1の雨量があると水害の危険性が高まるといわれている。

第5 災害の危険性

1. 水害の危険性

水害は地形条件と密接な関係があり、とりわけ洪水（浸水）は低地の微地形との関係が深い。浸水域は、周辺との比高差（凹地形）のある地域で生じる。特に居住や生産活動の場となっている沖積低地は、洪積台地・段丘に比較して土地が低いために、洪水時には水が集まり、排水不良地域である場合、長期湛水しやすい。

(1) 最も危険性の高い地域

過去の水害による浸水区域・範囲は、洪水常襲（浸水）地域と考えられ、最も危険度が高い。

本県の南・東部に位置する新河岸川、中川・綾瀬川流域の沖積低地に被害が集中している。これらの地域の水害はいずれも台風によってもたらされ、以下の台風による被害が甚大であった。しかし、その後の河川改修によって災害危険度の減少している地域も多い。

【県内に甚大な被害をもたらした台風】

昭和 33 年台風第 22 号（狩野川台風）（新河岸川、中川・綾瀬川流域）
昭和 41 年台風第 4 号（新河岸川、中川・綾瀬川流域）
昭和 57 年台風第 10 号（荒川上流・右岸流域、中川・綾瀬川流域）
昭和 57 年台風第 18 号（新河岸川、荒川左岸流域）
平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（中川・綾瀬川流域）
平成 28 年台風第 9 号（新河岸川流域）
平成 29 年台風第 21 号（新河岸川流域）
令和元年台風第 19 号（令和元年東日本台風）（荒川中流右岸流域）

(2) 危険性の高い地域

公的調査機関（国土交通省・県河川砂防課）では水防法に基づき、洪水により相当な被害が想定される洪水予報河川や水位周知河川の浸水想定区域図の作成、公表を行っている。浸水想定区域に指定された地域では、河川氾濫や堤防の決壊等により浸水の被害が発生する可能性が高い。

(3) 沖積低地の凹地および低湿地

地形条件から判定して、沖積低地の集水性（高低差）、湛水性（排水不良性）の高い旧河道および後背湿地等の地形凹地（泥炭質堆積物地形）も上記の地域に準じて危険度が高い。

(4) 地形的に水害発生が想定される地域

上記の地域以外でも砂礫質の微高地（自然堤防等）を除く沖積低地では水害が生じる可能性がある。

こうした地形は本県のほぼ全域に分布し、現河床に沿ってみられる。

(5) まとめ

以上をまとめると、以下ようになる。

○水害は低地に集中し、特に、後背低地地域は常襲浸水地域となっており、過去に発生した水害の多くがその例に漏れず、後背湿地を中心に浸水被害を被っている。

○県土に占める後背湿地の占有率は全体的には低い、当該地域には首都近郊の中核都市を中心に都市的施設の集積も大きいため、家屋等の浸水被害は甚大なものになる可能性が高い。

第3編 風雪水害対策編 第1章 総則
第1節 風雪水害に関する県の概況

2. 土砂災害の危険性

本県の土砂災害の特徴は、山地地域での土石流危険地域と台地・段丘地域での急傾斜地崩壊（斜面崩壊）が広く分布していることである。いずれも地形要因が潜在的危険度を高める結果となっていると考えられる。

3. 竜巻災害の危険性

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十m以上で、数kmにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。年間を通じて、いつでもどこでも発生するが、時期的には台風シーズンである9月に最も多く、地理的には関東平野や沿岸域が多い。

平成25年9月2日の竜巻災害では、さいたま市・越谷市・松伏町が被災し、9月15日から16日にかけての台風第18号に伴う竜巻災害では、熊谷市・行田市・滑川町が被災した。また令和2年7月25日に発生した竜巻により三郷市が被災した。

4. その他の災害の危険性

埼玉県は関東北部山地や秩父山地で発達した雷雨の通過地域にあたっているため、これに伴って発生する雹（ひょう）害が非常に多い。被害地域は大里・北埼玉・秩父・入間地方に多く、前者2地域は関東北部山地、後者2地域は秩父山地で発生した雷雨の一般的進路にあたる。雹（ひょう）害を月別に見ると、最も多いのは6月で総数の半分近くを占め、5・7月がこれにつづく。令和4年6月には降雹により県内15市7町で多大な農業被害が発生した。また、近年、夏季に高気温となる現象が発生し、熱中症による被害が多発している。

5. 風雪水害に関する町の概況

近年、短時間で局地的に降る集中豪雨等の発生により、町内でも浸水被害が頻発している。雨水排水施設の整備が進展したことで、浸水が頻発する地域に一定の効果をもたらしたところだが、想定を上回る短時間雨量や新たな開発を背景に、更なる対策が必要になってきている。

第6 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

1. 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

荒川に関する洪水予報は、国土交通省と気象庁が共同で行い、通知を受けた県知事は町長（本部長）に通知する。これを受け、町長（本部長）は当該洪水情報に関して、住民に周知するとともに、避難勧告及び避難指示等の処置を行う。

荒川における基準水位は、下記のとおりである。

第3編 風雪水害対策編 第1章 総則
 第1節 風雪水害に関する県の概況

河川名	荒川	
基準水位観測所	治水橋	
区域	右岸	左岸
	自 川越市大字中老袋字田 島301番1地先 至 東京都板橋区三園町2 丁目	自 上尾市大字平方横町433 番5地先 至 戸田市大字早瀬1丁目 4335番
地先名	埼玉県さいたま市西区 飯田新田	
氾濫危険水位 (危険水位)	A. P. 12.60m	
避難判断水位	A. P. 12.10m	
氾濫注意水位 (警戒水位)	A. P. 7.50m	
水防団待機水位 (指定水位)	A. P. 7.00m	

水位のA. P.とは、隅田川の水位を測るため、現在の中央区新川2丁目地先の河岸に設けられた壺巖島量水標の目盛による基準面(Arakawa.peil)の略称。

2. 水防法に基づく水位周知

柳瀬川に関する水位周知は、県知事が行う。水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、住民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「避難判断水位」に達した情報が通知される。これを受け、町長(本部長)は当該洪水情報に関して、住民に周知するとともに、避難勧告及び避難指示等の処置を行う。

柳瀬川水位周知における基準水位は、下記のとおりである。

第3編 風雪水害対策編 第1章 総則
第1節 風雪水害に関する県の概況

河川名	柳瀬川	
基準水位観測所	清柳橋	
区域	右岸	左岸
	自 所沢市大字城宇矢崎53 地先 柳瀬川橋下流域 至 志木市中宗岡5丁目7037 地先 新河岸川交流点	自 新座市大和田3丁目97地 先 都県境 至 志木市本町5丁目1650-1 地先 新河岸川交流点
延長	6,200(m)	
水位標名	清柳橋	
地先名	所沢市坂の下265	
氾濫危険水位 (危険水位)	A. P. 20.87m	
避難判断水位	A. P. 20.53m	
氾濫注意水位 (警戒水位)	A. P. 19.65m	
水防団待機水位 (指定水位)	A. P. 19.15m	

第7 風雪水害等被害想定

1. 風雪水害等の危険性

計画の前提となる風水害の被害想定は、埼玉県による「荒川水系新河岸川・柳瀬川浸水想定区域図」に基づき作成した、「三芳町洪水ハザードマップ」（資料3-1）に基づくものとする。これは、概ね100年に1回程度起こる大雨が降った時に、新河岸川・柳瀬川の水位が上昇し、堤防が決壊または堤防から越流した場合及び、流域内の地形条件などにより内水氾濫した場合を想定したもので、想定における2日間の総雨量は332.6mmとなっている。

三芳町においては、竹間沢東地区を中心に、浸水した場合に想定される水深が最大で2.0m程度となるような浸水被害の危険性がある。

また、近年、雨が局地的に短時間で大量に降る「集中豪雨」が多く発生し、都市化による地下浸透量の減少などにより、雨水を排水しきれない「内水氾濫」が発生している。このような内水氾濫被害については、「三芳町内水ハザードマップ」（資料3-2）に基づくものとする。三芳町において浸水実績のあった箇所をもとに作成したものである。

その他、多種多様な災害については、前提とする災害とその被害の程度を具体的に想定することは困難ではあるが、近年各地で発生している竜巻の発生、大雪による交通機関の不通や建築物・農作物等の被害、その他、大規模火災や危険物の漏洩事故、幹線道路等における大規模事故、原子力発電所の事故のような放射性物質漏洩事故による健康被害の発生等、様々な災害、大規模事故の危険性が三芳町内にもあることは否定できない。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第1節 自助・共助による防災力の向上

第2章 施策ごとの具体的計画

第1節 自助・共助による防災力の向上

第1 予防・事前対策

「第2編 震災対策編－第2章 施策ごとの具体的計画－第1節 自助・共助による防災力の向上」に準ずる他は、次のとおりとする。

1. 地域コミュニティによる側溝等の日常点検や軽微な清掃の促進

道路側溝等の雨水排水施設の日常的な点検、落ち葉などの軽微な清掃及び町への通報など、個人や地域コミュニティにより、降雨時の地域の排水能力を確保するためにできる対策を促進する。雨水ます上のブロックや花壇などの撤去、側溝等にごみを流さないこと等についても啓発する。

2. 土のうの事前準備

地形が低い場合や地下施設等、雨が流れ込みやすい場所での浸水被害を予防するため、個人や地域による事前の土のうの確保を促進する。

町は、公助としての土のうの備蓄を推進する一方で、予測困難な集中豪雨等による家屋の浸水被害を住民が自主的に警戒及び緊急防御又は防止できるよう、町内の各所に、住民が自由に使える簡易土のう置場（土のうステーション）の設置を検討する。

3. 気象警報等に関する知識と情報入手方法の啓発

風雪水害は、地震災害等と比較して災害発生の予見性が高く、正確な情報を入手し、正しい知識に基づいて判断し行動することで、被害を防ぐことが可能な場合も多い。そのため、町は、ハザードマップ、広報紙、町内各種イベントにおける広報活動等、様々な機会を通じて、住民、地域、事業所等に対して、風雪水害に関する気象警報等に関する知識、避難勧告等が発令された場合等災害の危険性が高まった場合の取るべき行動、気象庁や県・町、報道機関から各種情報入手方法（各ホームページ、登録制メール(三芳町地域コミュニティメール)等）を啓発することで、自助・共助による風雪水害に対する防災力の向上を図る。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
 第2節 災害に強いまちづくり

第2節 災害に強いまちづくり

第1 予防・事前対策

【災害対策グループ関係課、関係機関】

本節は、風雪水害対策編における各種の対象災害（水害、風害、土砂災害、竜巻・突風、雪害）毎に、それぞれの災害に応じた固有の予防・事前対策、応急対策の内容をとりまとめるものである。

1. 水害対策

近年、短時間で局地的に降る集中豪雨等の発生により、町内でも浸水被害が頻発している。雨水排水施設の整備が進展したことで、浸水が頻発する地域に一定の効果をもたらしたところだが、想定を上回る短時間雨量や新たな開発を背景に、更なる対策が必要になってきている。

2. 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

(1) 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

荒川に関する洪水予報は、国土交通省と気象庁が共同で行い、通知を受けた県知事は町長（本部長）に通知する。これを受け、町長（本部長）は当該洪水情報に関して、住民に周知するとともに、避難勧告及び避難指示等の処置を行う。

荒川における基準水位は、下記のとおりである。

河川名	荒川	
基準水位観測所	治水橋	
区域	右岸	左岸
	自 川越市大字中老袋字田島301番1地先 至 東京都板橋区三園町2丁目	自 上尾市大字平方横町433番5地先 至 戸田市大字早瀬1丁目4335番
地先名	埼玉県さいたま市西区 飯田新田	
氾濫危険水位 (危険水位)	A. P. 12.60m	
避難判断水位	A. P. 12.10m	
氾濫注意水位 (警戒水位)	A. P. 7.50m	
水防団待機水位 (指定水位)	A. P. 7.00m	

水位の A. P. とは、隅田川の水位を測るため、現在の中央区新川2丁目地先の河岸に設けられた霊巖島量水標の目盛による基準面（Arakawa.peil）の略称。

新河岸川に関する洪水予報は、県と気象庁が共同で行う。これを受け、町長（本部長）は当該洪水情報に関して、住民に周知するとともに、避難指示等の処置を行う。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
 第2節 災害に強いまちづくり

(2) 水防法に基づく水位周知

柳瀬川に関する水位周知は、県知事が行う。水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、住民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「避難判断水位」に達した情報が通知される。これを受け、町長（本部長）は当該洪水情報に関して、住民に周知するとともに、避難指示等の処置を行う。

柳瀬川水位周知における基準水位は、下記のとおりである。

河川名	柳瀬川	
基準水位観測所	清柳橋	
区域	右岸	左岸
	自 所沢市大字城宇矢崎53地先 柳瀬川橋下流域 至 志木市中宗岡5丁目7037地先 新河岸川交流点	自 新座市大和田3丁目97地先 都県境 至 志木市本町5丁目1650-1地先 新河岸川交流点
延長	6,200(m)	
水位標名	清柳橋	
地先名	所沢市坂の下265	
氾濫危険水位 (危険水位)	A. P. 20.87m	
避難判断水位	A. P. 20.53m	
氾濫注意水位 (警戒水位)	A. P. 19.65m	
水防団待機水位 (指定水位)	A. P. 19.15m	

町内では竹間沢東地区が河川氾濫による浸水想定区域とされているが、該当する事業所等は現時点で存在していない。しかしながら、当該区域内事業所の従業員等の安全確保のため、歴史民俗資料館（代替：竹間沢第1区集会所）を水害のための一時避難場所とし、事態に応じて当該エリアの指定緊急避難場所兼指定避難所である竹間沢小学校へ、避難所3班、当該行政区役員、又は消防団等が誘導するものとする。今後は、柳瀬川の氾濫を想定し、竹間沢東地区への防災行政無線エリアの拡充ほか避難情報の伝達手段を検討する。

(3) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

町防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- 一 洪水予報等の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域）内に次に掲げる施設があ

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第2節 災害に強いまちづくり

る場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（ただし、所有者又は管理者からの申出があった場合に限り。）

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

町防災会議は、町地域防災計画に上記四に掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。また、町地域防災計画にその名称・所在地を定められた上記四の施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

3. 浸水想定区域内事業所等の対策

町は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に「地下街」、「要配慮者利用施設」、「大規模な工場その他の施設（申し出があったものに限る）」（以下「事業所等」という）がある場合、所有者等に対し、洪水予報等を直接伝達する必要がある。

また、これらの事業所等について、水防法及び水防法施行規則により、避難確保計画または浸水防止計画の作成、水防訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定されている。版

町では、「大規模工場その他施設」の用途及び規模について、水防法施行規則第3条に基づき、次のとおりとする。

① 用途 工場、作業場または倉庫

② 規模 延べ面積 10,000 m²以上

4. 下水道の整備

【災害対策グループ関係課、関係機関】

集中豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、下水道事業による雨水対策として、排水施設や資機材等の計画的な整備を推進する。なお、整備にあたっては、過去の浸水履歴のある地域から優先的に整備するとともに、必要に応じて県や隣接自治体との調整を行う。

5. 止水板等の設置の促進

地形が低く、雨水が集まりやすい地域や、地下施設等に対して、止水板の設置等の浸水防止

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第2節 災害に強いまちづくり

対策を促進する。

6. 施設等の整備・維持・補修

災害に際し、応急対策に必要な施設や資機材等を整備するとともに、有効適切に使用できるよう、点検・修理などの施設の維持管理に努めるものとする。

- ①下水道の雨水管渠や貯留施設の整備推進による内水氾濫の抑止策の推進
- ②雨水排水施設の高圧洗浄
- ③コミュニティによる雨水排水溝等の日常点検、軽微な清掃及び通報の促進

7. 保水機能の保全

内水に関しては、土地利用を計画的に規制するなど、水害対策に重要な保水機能を保全すべき農地・空地等の市街化の抑制を行う。また、遊水池や調整池を設けることにより、降水をできるだけ流域内に保水・遊水させ、一度に河道に流出させない対策を立てる。

8. 浸水想定区域の周知（洪水ハザード、内水ハザード）

河川管理者は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川において、水防法第14条に基づき、河川整備の基本となる降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（浸水想定区域図）を作成し、公表している。

町は、浸水想定地域の指定に基づき、河川の氾濫により想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、災害時に避難する住民にとって必要な情報をわかりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成し、住民に配布している。町はこの活用を促し、住民に対し浸水予想地域を周知させ、洪水に関する知識の普及、水防活動の啓発等を行うとともに、地域防災組織の育成を図る。

また、近年、雨が局地的に短時間で大量に降る「集中豪雨」が多く発生し、都市化による地下浸透量の減少等により、雨水を排水しきれない「内水氾濫」が発生しており、町は、浸水実績のあった箇所を元に、この内水ハザードマップを作成している。町はこれを活用することで、内水氾濫の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を住民に周知し、公助のみならず自助・共助による減災の一助とする。

9. 土のうステーションの設置

町は、予測困難なゲリラ豪雨等から地域住民が自主的に家屋の浸水被害を警戒し、抑制できるよう、町内の各所に、住民が自由に使える簡易土のう置場（土のうステーション）の設置を検討する。

10. 地盤沈下対策

急激な都市化に伴う人口の増加、生活水準の向上、産業の発展などによる水需要の増大を地下水に依存したことにより、本町でも地盤沈下が危惧されている。

三芳町は、「埼玉県生活環境保全条例」の第1種指定地域に指定されており、井戸揚水設備の揚水機の吐出口の断面積が6cm²を超える動力付きのものを対象に地下水の採取が規制され

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第2節 災害に強いまちづくり

ている。町は、本条例と規制内容の周知及び、制度の適切な運用を図ることにより地下水利用の適正化を図る。

11. 土砂災害対策

(1) 土砂災害危険区域の把握

三芳町は、なだらかな起伏をもつ平坦な台地であるため、町内に、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域等の「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害危険箇所」として指定された地域はない。

しかし、町は、町内の巡視等により、これらの危険区域の条件に満たない地域であっても、土砂災害の危険性があると考えられる地域の把握に努めるとともに、条件を満たす未指定の危険箇所が発見された場合、県等に対して指定の促進を図るものとする。

土砂災害の危険性があると考えられる地域については、周辺住民への周知を図るとともに、県等により危険区域の指定が行われた場合等の対応を協議する。

町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- 一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- 五 救助に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

上記四に該当する施設については、町地域防災計画に、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記一に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

上記四に該当する施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、町長に報告しなければならない。また、計画に定めるところにより、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のために訓練を行わなければならない。

さらに、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第2節 災害に強いまちづくり

他の必要な措置を講じなければならない。

(2) 土砂災害の警戒避難体制に関して、ハザードマップに記載すべき事項

- ①土砂災害警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - ・土砂災害警戒区域等：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - ・自然現象の種類：急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり
- ②土砂災害に関する情報の伝達方法
 - ・避難場所
- ③その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項（必要に応じて）
 - ・雨量情報
 - ・土砂災害警戒情報、警戒避難基準雨量（降雨指標値）
 - ・避難情報（高齢者等避難、避難指示等）
 - ・土砂災害の特徴・前兆現象
 - ・避難時の心得・携行物
 - ・主要な避難路

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

「第2編 震災対策編－第2章 施策ごとの具体的計画－第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保」に準ずる他、次の対策を実行する。

第1 予防・事前対策

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第2 応急対策

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第4節 応急対応力の強化

第4節 応急対応力の強化

「第2編 震災対策編－第2章 施策ごとの具体的計画－第4節 応急対応力の強化」に準ずる他、次の対策を実行する。

第1 予防・事前対策

1. 水防体制

町は、水害発生の危険性が高まった場合、第4節「防災体制」に準じた配備体制をとるほか、次の場合を基準として、消防機関に出動の要請をするものとする。

- ①水防警報によって消防機関に出動が要請された場合
- ②知事から出動要請の指示があった場合
- ③本部長（町長）が必要と認めた場合

2. 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

(1) 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

町は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や住民への普及啓発を行う。

（参考）住民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る!」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう!」等）

(2) 学校における竜巻対応マニュアルの作成

- ア. 竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てる。
- イ. 竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。
- ウ. 安全管理運対体制の充実を図る。

(3) 竜巻関係の気象情報に関する普及啓発

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報（一次細分区域）を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。これらの気象情報に関して研修や住民への普及啓発を行う。但し、竜巻や突風は小規模な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度は低い点に留意しなければならない。

(1) 被害予防対策

物的被害を軽減させるための方策として以下を行う。

- ①重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を促進する。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第4節 応急対応力の強化

②低コスト耐候性ハウス※等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

※低コスト耐候性ハウス：強風や積雪に耐えられるように十分な強度を確保したハウス。県の補助対象。

(4) 竜巻等突風対処体制の確立

町は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

(5) 適切な対処法の普及・啓発

住民が竜巻等突風の危険が高まった際において、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとれるよう、町は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

【竜巻から命を守るための対処法】

- ・頑丈な建物への避難
- ・窓ガラスから離れる
- ・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- ・避難時は飛来物に注意する

竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、町は、発生による被害が発生した場合に、速やかに被災者支援や復旧が図れるよう、第4節以降の風雪水害対策を準用するものとする。

第2 応急対策

1. 水防活動の実施

水防活動の実施にあたっては、「埼玉県水防計画」に準じて行うものとする。

(1) 河川の巡視・警戒

土木部は、河川堤防について随時巡視、警戒をするとともに、異常を発見した場合には直ちに町長（本部長）を通じ、緊急を要する場合には直接川越県土整備事務所と東入間警察署長に連絡して、必要な措置を求める。

(2) 水防措置の実施

水防措置が必要と認められた場合には、関係機関と情報連絡をとりつつ、協力して河川施設等に対する水防活動を行う。

2. 避難指示

町長（本部長）は、河川の氾濫等により著しい危険が切迫していると認められるとき、あるいは今後危険性が高まる可能性が高いと認めるときは、必要と認める区域の居住者に対し、その状況に応じて予め定めた基準に基づき、高齢者等避難、避難指示を発令する。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第4節 応急対応力の強化

この際の避難は、第11節「避難体制」に基づいて実施する。

3. 風害対策

(1) 暴風・強風による被害の予防

町は、台風等による暴風・強風による被害を予防・軽減するため、次の対策を行うものとする。

①建築物、街路樹、標柱、看板等の転倒・落下防止策の推進及び促進

②電力施設における強風による停電防止対策の促進

③警報発表等時に住民、事業所が自身でできる予防策の啓発

台風等の接近に伴う住民、事業所の対策の啓発

前項③に関して、具体的には次のような内容を啓発する（気象庁HP等より）。

①テレビやラジオの台風情報に気をつける。

②トタン、物干し竿、鉢植え、ごみ箱など、風で飛ばされそうなものを固定又は格納する。

③側溝や排水口、雨どいなどを掃除して水はけを良くしておく。

④低地の居住者は土のうなど浸水の堰き止め対策をする。

⑤窓や雨戸の戸締りをする。飛来物対策をする。

⑥断水や停電に備えて、懐中電灯や飲料水、非常持ち出し品などを準備・確認しておく。

⑦避難場所を確認しておく。

⑧不要不急の外出を避け、危険な場所には近づかない。

⑨台風接近時はエレベータは使わない（浸水による停止）。また、地下駐車場等は十分に注意する。

⑩町が発表する避難情報に注意し、また地区や近隣の対策に協力する。

地域パトロールの実施

町は、台風等による暴風・強風が発生した場合、建築物・構造物の破損・倒壊、街路樹の倒壊や看板の落下による道路交通機能の障害等、風害の状況を把握するため、道路パトロールを実施する。

4. 二次災害の防止

二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

1 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。

2 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施。

3 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。

4 人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

5 発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所（令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第4節 応急対応力の強化

などの応急対策を行う。

- 6 気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

5. 救急救助活動

(1) 救急救助活動の実施者

救急救助活動は、入間東部地区事務組合が東入間警察署及び救助部と連携して実施する。

(2) 救急救助の対象者

- ア. 流离家屋及び孤立したところに取り残された場合
- イ. 増水した河川に転落したような場合
- ウ. 行方不明の者で、情勢から判断して生存していると推定される場合
- エ. 行方は分かっているが、生存しているか否か明らかでない場合

(3) 救急救助の方法

- ア. 救急救助活動の災害対策が大規模にわたる場合には、事態に応じて消防職員・団員等の非常招集を行い、救出活動を行う。
- イ. 救急救助活動を行う場合は、常に災害現場で被害状況を正確に把握する。
- ウ. 災害現場の状況その他により特殊な救助作業を必要とする際には、特別救助隊を編成し救急救助活動を行う。
- エ. 火災を伴う救急救助活動は、消防隊が消火活動と併せて行う。

(4) 関係機関への応援要請

災害により火災が同時に発生して、消防本部による救助が困難な場合には、状況に応じ下記の各機関に協力を求める。

- ア. 消防相互応援協定により、隣接市に協力要請をする。
- イ. 東入間警察署に協力要請をする。
- ウ. 自衛隊に協力要請する。

(5) 警察との連絡

警察と密に連絡をとり、救助にあたる。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

第1 予防・事前対策

気象情報や土砂災害警戒情報など災害から身を守るための情報を住民に周知し、居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動を普及する。

1. 気象情報や避難情報の活用の周知

早期の住民避難を促すため、避難の判断に必要な気象情報等を周知し、住民の防災意識向上を図る。

第2 応急対策

1. 特別警報・警報・注意報等の伝達

特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定め、迅速かつ正確に伝達する。

(1) 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて、発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、
「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(2) 対象地域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。天気予報は一次細分区域（3区域）に区分して発表する。

【予報、特別警報・警報・注意報の細分区域】

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
 第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名
南部	南中部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、川島町
	南東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
	南西部	飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父地方	(秩父地方)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

【特別警報・警報・注意報の概要】

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

【特別警報・警報・注意報の種類と概要】

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
 第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるときとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるときとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
 第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

【水防活動用】

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
 第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

【特別警報・警報・注意報発表基準（熊谷地方気象台）】

種類		発表基準
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風節	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
警報	大雨	区域内の市町村で別表1（資料3-3参照）の基準に到達することが予想される場合
	洪水	区域内の市町村で別表2（資料3-3参照）の基準に到達することが予想される場合
	暴風（平均風速）	20m/s（秩父地方は15m/s）
	暴風雪（平均風速）	20m/s 雪を伴う（秩父地方は15m/s 雪を伴う）
	大雪	12時間降雪の深さ10cm（秩父地方は30cm）
注意報	大雨	区域内の市町村で別表3（資料3-3参照）の基準に到達することが予想される場合
	洪水	区域内の市町村で別表4（資料3-3参照）の基準に到達することが予想される場合
	強風（平均風速）	11m/s（秩父地方は10m/s）
	風雪（平均風速）	11m/s 雪を伴う（秩父地方は10m/s 雪を伴う）
	大雪	12時間降雪の深さ5cm（秩父地方は10cm）
	雷	落雷等で被害が予想される場合
	濃霧（視程）	100m
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下※1 秩父地方は 夏季：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季：最低気温-6℃以下※2
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合
	融雪	
	なだれ	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合

2. 各種気象情報

(1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する埼玉県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

(2) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。

洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(3) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

3. 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

(1) 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

【国が管理する河川の洪水予報】

越辺川・都幾川・高麗川、入間川・小畔川、中川、綾瀬川（谷古宇区間）

【県が管理する河川の洪水予報】

綾瀬川中流部（一の橋区間）、新河岸川、芝川、新芝川

【指定河川洪水予報】

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
 第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 水防法に基づく水位周知

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、住民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「避難判断水位」に達した情報を関係機関に通知するとともに、一般に周知させるためのものである。

(3) 水防法に基づく水防警報

水防警報は、あらかじめ指定された河川について、洪水によって災害が起こるおそれがあると認められたときに、水防を行う必要がある旨を警告して行うものであり、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

なお、三芳町における対象河川、柳瀬川の観測所は清柳橋であり、水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
 第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫注意情報等により、または既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(4) 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、埼玉県と熊谷地方气象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

【発表対象地域（43市町村）】

土砂災害の危険の認められない市町を除く、以下の43市町村を対象とする。

さいたま市、川口市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、鴻巣市、上尾市、北本市、桶川市、川越市、所沢市、狭山市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、飯能市、入間市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

本庄市、美里町、神川町、熊谷市、深谷市、寄居町、春日部市、松伏町

荒川に関する洪水予報は、国土交通省と気象庁が共同で行い、通知を受けた県知事は町長（本部長）に通知する。これを受け、町長（本部長）は当該洪水情報に関して、住民に周知するとともに、避難勧告及び避難指示等の処置を行う。

4. 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第31条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。

(1) 災害危険箇所に関する情報

風水害時に災害の危険性が高い地区は、内水ハザードマップや洪水ハザードマップにより事前に把握しておき、その地域の住民及び現地に派遣した町職員等より情報を収集する。

(2) 熊谷地方気象台とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県または町（自治安心課）等へ電話連絡する。

- 1 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- 2 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - 1) 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - 2) 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、または、特別警報の切替えをした場合
 - 3) 特別警報を解除した場合

※但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

なお、緊急性が高い場合などには、首長または幹部職員に直接連絡を行う。また、県及び町が、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

(3) NTT東日本の措置。

NTT東日本は、熊谷地方気象台から気象警報等の伝達を受けたときは、直ちに関係市町村等へ通知する。

5. 情報伝達

(1) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき、

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

市町村が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用してもらうことを目的として、埼玉県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。

(2) 土砂災害緊急情報

国は、河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、また、県は、地すべりについて重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合、土砂災害の想定区域及び時期について緊急調査を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、調査結果を提供する。

(3) 土砂災害の前兆現象及び被害情報の早期把握及び伝達

町は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。

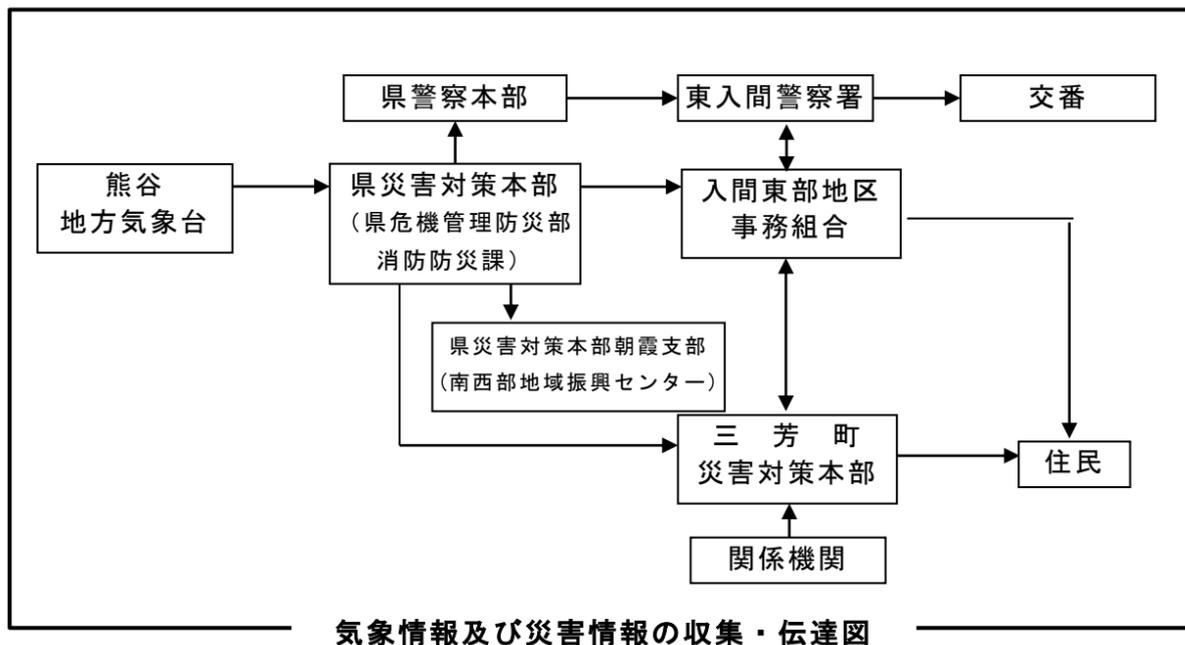
- 1 町は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は適切な避難指示を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。
- 2 町は、警戒区域の設定を行った場合、該当地区内の区長や要援護者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報及び補足情報（雨量等）を伝達する。
- 3 町は、提供した情報が避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

6. 気象情報及び災害情報の収集・伝達

(1) 気象情報及び災害情報

町は、熊谷気象台からの気象情報の伝達、各防災関係機関からの通報のほか、町職員、消防職員、消防団員による警戒活動（災害が予想される場所の警戒巡視）を行い、地域の気象情報及び災害危険に関する情報を収集し、伝達する。

気象情報及び災害情報の収集・伝達システムを下記に示す。



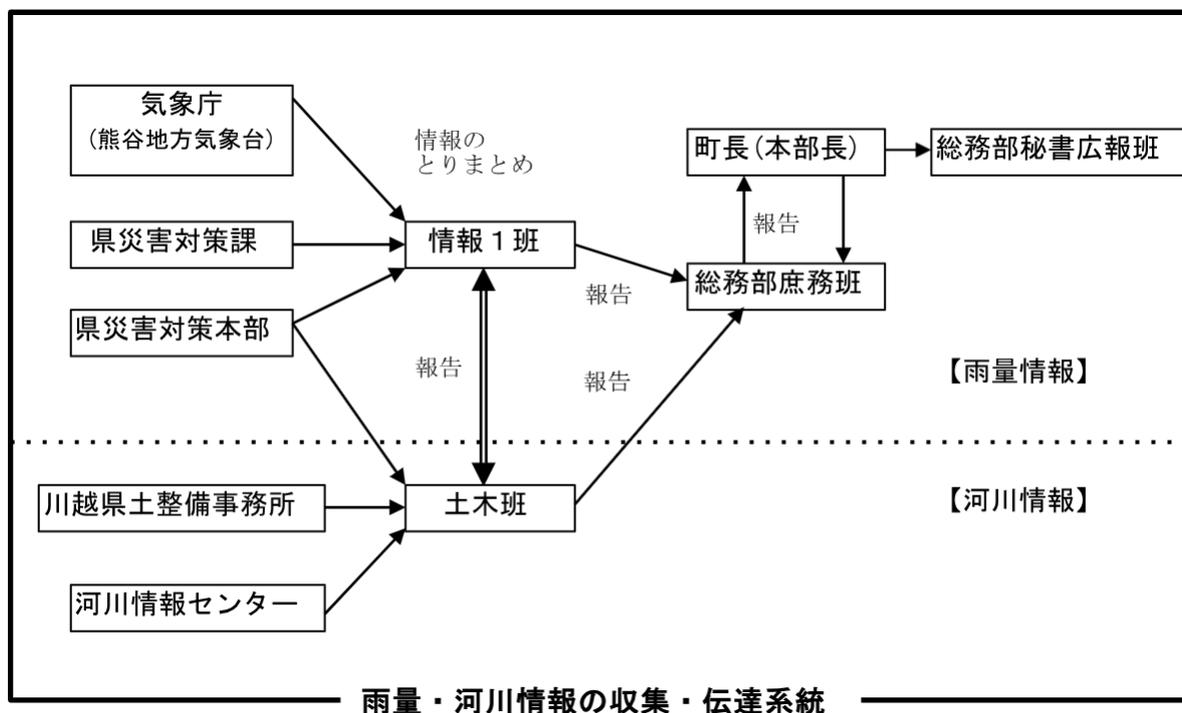
(2) 雨量情報

情報部情報1班は、気象・雨量情報に関する情報収集を行い、本部員に対し、警戒本部、あるいは災害対策本部設置のための情報を提供する。

雨量情報は、気象官署（熊谷地方気象台）、県災害対策課、県災害対策本部等から迅速・確実に入手する。

(3) 河川水位情報

土木班は、河川水位に関する情報を埼玉県災害対策本部、川越県土整備事務所及び河川情報センターから収集する。雨量及び河川水位の伝達系統を下記に示す。

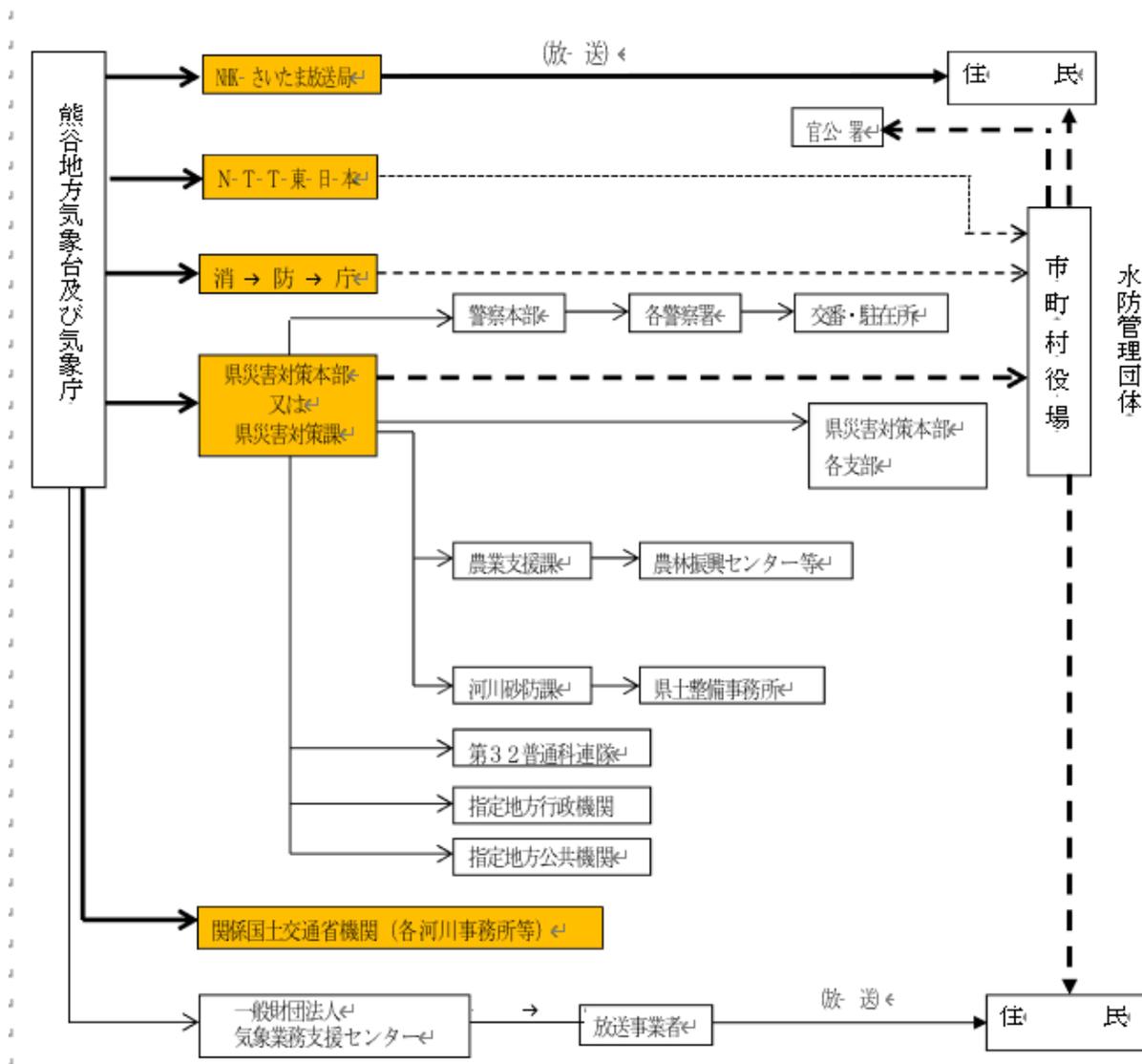


(4) 災害危険箇所に関する情報

風水害時に災害の危険性が高い地区は、内水ハザードマップや洪水ハザードマップにより事前に把握しておき、その地域の住民及び現地に派遣した町職員等より情報を収集する。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
 第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

【伝達系統図】 ←



凡例

 気象業務法による伝達又は周知経路（義務）

 気象業務法による伝達又は周知経路（努力義務）うち、特別警報が発
表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられる伝達経路

  地域防災計画、行政協定等による伝達経路

気象業務法施行令第8条第1号、第3号及び第9条の規定に基づく法定伝達
先





第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
 第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

【警戒段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(7)気象警報等、気象情報	予測される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・災害オペレーション支援システム ・防災情報提供システム(気象庁) ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ
(4)雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予報 ・県河川砂防課、県土整備事務所(県水防情報システム等) ・各雨量観測実施機関 ・市町村、消防独自の雨量観測所	・災害オペレーション支援システム ・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・水防無線
	・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・県河川砂防課・県土整備事務所(県水防情報システム等) ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織	
(ウ)危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所(令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更)における発災危険状況 ・河川の氾濫(溢水、決壊)の予想される時期 ・箇所 ・高潮情報 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	・市町村、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、住民	・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
(エ)住民の動向	・警戒段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所等) ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

【発災段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(7)発災情報	・河川の氾濫状況(溢水、決壊箇所、時期等)浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・内陸滞水・高潮による浸水状況 ・かけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況(発災箇所、時期、種類、規模等) ・発災による物的・人的被害に関する情報 〔特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報〕	発災状況の覚知後即時	・市町村、消防機関等の警戒員 ・警察 ・各公共施設の管理者等 ・自主防災組織、住民 〔被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に〕	・災害オペレーション支援システム ・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・警察無線 ・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線電話(TZ41等) ・孤立防止無線
	・ライフラインの被災状況 応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況	被災後、被害状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話
(4)住民の動向	・発災段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所等)	避難所の収容の後	・避難所管理者、勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

(5) 二次災害の防止

町は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- 1 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。
- 2 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施。
- 3 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。
- 4 町は、発災後の降雨等による土砂災害の発生防止・軽減を図るため、土砂災害の危険がある箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された場合は関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- 5 町は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に住民に提供する。その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行う。

7. 異常な現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を速やかに把握する。災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村長又は警察官に通報しなければならない。(災対法第54条)

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。(同条第2項)

通報を受けた警察官はその旨を速やかに市町村長に通報しなければならない。(同条第3項)

市町村長の通報及びその方法

前項の通報を受けた市町村長は、この計画(県地域防災計画)の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

【資料3-4】異常現象の通報・伝達経路

【気象庁(熊谷地方気象台)に伝達する事項】

気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻等突風現象

地震・火山に関する事項

・火山関係

噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

・地震関係

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台

8. 住民への気象・災害情報の伝達

災害時に速やかに住民の精神的な安定を図るため、被害状況及び救護活動状況を重点とした広報活動を実施する。

伝達内容

(1) 警戒段階

- ア. 警報等の気象情報
- イ. 雨量に関する情報
- ウ. 河川水位に関する情報
- エ. 土砂災害に関する情報
- オ. その他被害が予想される事象に関する情報（大雪、台風、降雹、雷、竜巻）

(2) 避難段階

- ア. 避難指示等の対象地域
- イ. 避難場所
- ウ. 避難経路
- エ. 避難の理由
- オ. 注意事項（携行品、服装等）

(3) 救援段階

- ア. 上水道の飲用の適否、建造物倒壊の危険、垂れ下がった電線等への注意
- イ. 安否情報
- ウ. 交通渋滞解消への協力
- エ. 電話混雑解消への協力
- オ. 道路、水道、電気、ガス等のライフラインの被害と復旧見込み
- カ. その他（給食、給水、生活必需品等の配布状況、廃棄物の収集、運搬状況等）

(4) 伝達手段

待機体制又は警戒体制第1配備においては、情報1班の職員は、警戒すべき気象情報として主に次の手段により住民に情報を伝達する。

- ①町ホームページ
- ②登録制メール(三芳町地域コミュニティメール)
- ③X

警戒体制第2配備以上においては、秘書広報班の職員を中心に、災害情報（避難指示等）とあわせ、次の手段を加えて住民への情報伝達を拡充する。

- ④防災行政無線
- ⑤広報車・消防団車両
- ⑥町職員、消防職員、消防団員等による口頭伝達
- ⑦コミュニティFM、ローカルテレビ（文字放送）

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第6節 医療救護等対策

⑧エリアメール（緊急速報メール）

⑨地区拠点施設における館内放送、情報の掲示、デジタルサイネージ等

(5) 気象情報・災害情報の収集・伝達責任者

気象情報、災害情報等の収集・伝達責任者は下記のとおりとする。

9. 異常な現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した住民等は、災対法第54条に基づき、遅滞なく町または警察官に通報を行うものとする。

警察官が通報を受けた場合、その旨を速やかに町に通報するものとし、住民等又は警察官から通報を受けた町は、その内容を県、気象庁及びその他関係機関に通報するものとする。

町は、台風等による暴風・強風による街路樹の倒壊、被害が発生した場合、速やかに、倒木処理、看板撤去など道路障害物除去、被害拡大の防止措置等を行う。

また、必要に応じて、災害対策協力会へ協力要請を行う。

10. 事業者による従業員等の安全確保

【事業者】

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6節 医療救護等対策

震災対策編に準ずる

第7節 避難対策

第1 予防・事前対策

【災害対策グループ関係課】

避難経路、地域防災組織対応等について、震災対策編の該当箇所を準用するほかは、次のとおりとする。

1. 避難計画の策定

町は、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとするとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

避難に当たっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第7節 避難対策

合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

(1) 洪水等に対する住民の警戒避難体制

町は、洪水予報河川等及び水位周知に努め、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

(2) 土砂災害に対する住民の警戒避難体制

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

(3) 局地的短時間豪雨

町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

2. 発災前の避難決定及び住民への情報提供

【県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村】

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。県及び市町村は、熊谷地方气象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

3. 事業者による従業員等の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動する

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第7節 避難対策

ことのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2 応急対策

【災害対策グループ、総務部、情報部、救助部、避難所・教育対策部、東入間警察署、入間東部地区事務組合】

1. 避難の実施

震災対策編を準用する。

2. 避難指示等

町長（本部長）は、土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の対象となった場合において、土砂災害の危険が切迫していると認められるときは、あるいは今後危険性が高まる可能性が高いと認めるときは、必要と認める区域の居住者に対し、その状況に応じて予め定めた基準に基づき、斜面等を有する地区の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断して、高齢者等避難あるいは、避難指示を発令する。

この際の避難は、第11節「避難体制」に基づいて実施する。

(1) 避難指示

・市町村長及び水防管理者

市町村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとする。

・知事又はその命を受けた職員

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行うものとする。

知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示するものとする。

・警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市町村長もしくはその権限を代行する市町村の吏員が指示できないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。

・自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

(2) 避難指示の内容【市町村長、水防管理者】

避難の指示は、次の内容を明示して行う。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第7節 避難対策

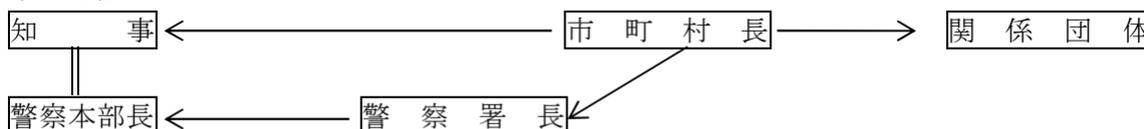
- ・要避難対象地域
- ・立退き先
- ・避難先及び避難経路
- ・避難理由
- ・避難時の留意事項

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は住民等への周知徹底に努める。

(3) 関係機関相互の通知及び連絡

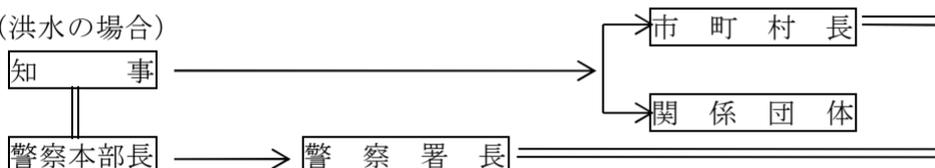
避難の指示者等は避難のための立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡するものとする。(注「→」は通知「=」は相互連絡を示す)

・市町村長



・知事又はその命を受けた職員

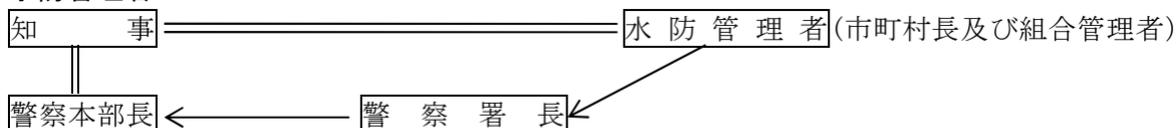
(洪水の場合)



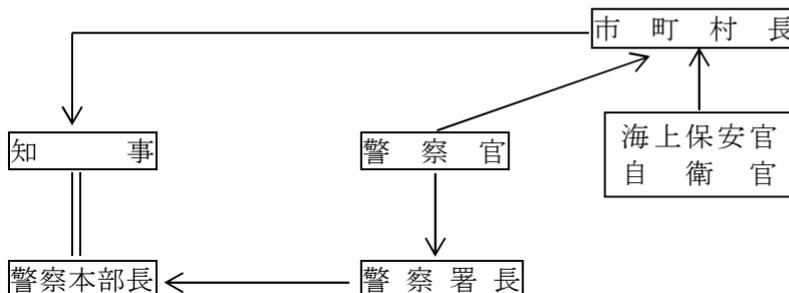
(地すべりの場合)

洪水の場合に準じる。ただし水防管理者に対する通知、連絡を除くものとする。

・水防管理者



・警察官、海上保安官及び自衛官



第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第7節 避難対策

(4) 発令基準及び伝達方法

避難指示の発令者は、おおむね次の基準により発令し、伝達するものとし、具体的な発令基準を定めておくものとする。

種別	発令基準	伝達方法
避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断される時。 2 関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される時。 3 河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある時。 4 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険がある時。 5 地すべりにより著しい危険が切迫している時。 6 土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される時。 7 火災が拡大するおそれがある時。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、消防機関、水防団体による周知及びラジオ、テレビ等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図るものとする。 (2) できるだけ民心を恐怖状態におちいさせないようにするとともに火災の予防についても警告するものとする。

(5) 市町村長による避難情報の発令

市町村長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行うものとする。

種別	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 	<p>【危険な場所から高齢者等避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保）をすることが強く望まれる。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第7節 避難対策

<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</p>	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>・災害発生（※1）又は切迫（※2）している状況</p> <p>※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生</p> <p>※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性がある」と判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況</p>	<p>【緊急安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。

(6) 市町村長への助言

【県（統括部、応急復旧部）、熊谷地方気象台、関東地方整備局】

県、熊谷地方気象台及び関東地方整備局は、市町村から求めがあった場合には、避難情報の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時期を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。さらに、市町村は避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ウ警戒区域の設定

警戒区域の設定にあたっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行ったものは、その旨を関係機関及び住民に周知する。

状 況	措 置	指 示 者	対 象 者
<p>ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合(災害対策基本法第63、73条)</p>	<p>(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去命令</p>	<p>(ア) 市町村長 (イ) 警察官(注1) (ウ) 自衛官(注3) (エ) 知事(注4)</p>	<p>災害応急対策に従事する者以外の者</p>

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第7節 避難対策

イ 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去命令	(ア) 水防団長、水防団員、 又は消防機関に属する者 (イ)警察官（注2）	水防関係者以外の者
ウ 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(ア) 退去命令 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限	(ア) 消防吏員又は消防団員 (イ) 警察官（注2）	命令で定める以外の者
エ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(ア) 引き留め (イ) 避難 (ウ) 必要な措置命令	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(注1) 市町村長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注2) (ア)に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(ア)および(イ)がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注4) 知事は災害によって市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市町村長に代って実施しなければならない。

3. 避難誘導

(1) 町の役割

避難指示又は高齢者等避難の伝達

住民に対し、避難指示又は高齢者等避難を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

<災害の発生状況に関する状況>

- ・河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）
- ・災害の拡大についての今後の見通し

<災害への対応を指示する情報>

- ・危険地区住民への避難指示
- ・避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
- ・周辺河川や斜面状況への注意・監視
- ・誤った情報に惑わされないこと

また、町内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる住民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

避難誘導

避難にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第7節 避難対策

な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者の確実な避難のため、避難誘導員を配置するものとする。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとする。

(2) 警察機関の任務

警察官が避難誘導を行う場合は、市町村、消防機関、水防機関等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資器材を活用して的確に行うものとする。

住民が避難した地域に対しては、状況の許す限り警らを行い犯罪の予防に努める。

4. 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保

(1) 各避難情報の定義

それぞれの行為の定義と発令時の状況、住民に求める行動は、次のとおりである。

① 高齢者等避難

避難行動に時間を要する災害時要援護者（避難行動要支援者等）に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求め、その他の住民等に、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備の開始を促す行為であり、災害が発生する危険性が高まった状況において、町長（本部長）が発令する。

② 避難指示

被害の危険が目前に切迫している場合に使用し、勧告よりも拘束力が強い。人的被害の発生する危険性が非常に高まったとき、若しくは、人的被害が発生した状況で、町長（本部長）は避難のための立ち退き、又は屋内での待避等の安全確保措置に対する指示を行う。あわせて立ち退き先（避難所）の指示も行う。

避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了し、まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その時間的余裕がない場合は生命を守る最低限の行動をとる（屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保を行う）。

※屋内での待避について

避難勧告、避難指示（緊急）の発令において、すでに河川が氾濫して避難場所への移動（避難のための立退き）がかえって生命及び身体に危険が及ぶ恐れがあるときは、町長（本部長）は、自宅の上階部分（垂直避難）など一定の安全が確保された屋内に留まる屋内での待避等の安全確保措置を、避難行動のひとつとして指示することができる（災害対策基本法第60条第3項）。

例えば、浸水想定地区である竹間沢東地区において地上3m以上の上階を有する事業所は、この避難行動が有効である。

(2) 実施責任者

避難勧告または避難指示（緊急）、及び必要に応じて屋内での待避等の指示は、下表に示す各者が行う。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第7節 避難対策

	実施者	対象災害	根拠法令
避難準備・ 高齢者等 避難開始	・町長（本部長）	災害全般	
避難勧告 ・ 避難指示 （緊急）	・町長（本部長）	災害全般	災害対策基本法第60条
避難指示 （緊急）	・知事 ・知事の命を受けた県職員	洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
	・水防管理者（町長）	洪水	水防法第29条
	・警察官	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
	・派遣自衛官 （その場に警察官がない場合に限る）	災害全般	自衛隊法第94条

①町長

町長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告、指示、立ち退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとする。なお、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

②知事又はその命を受けた職員

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示するものとする。

③警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長もしくはその権限を代行する者が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。

④自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

(3) 避難対象者

避難勧告・避難指示等の対象者は、居住者、滞在者、通過者等その区域にいる全ての者を対象とする。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第7節 避難対策

避難指示等の発令基準

避難指示等の発令は、次の判断基準に基づき、総合的に勘案して行うこととする。

発令情報	発令判断基準 (以下の項目を総合的に勘案して判断する)
<p>避難準備・高齢者等避難開始ⁱⁱ⁾の判断期</p> <p>災害対策グループ体制（第1配備）</p>	<p>大雨・洪水・暴風・大雪等の警報が発令され、一部地区又は町域において次に示す状況となったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難所の開設を検討する段階 ●道路冠水が発生し、床下浸水の恐れが高まった場合 ●予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過した場合 ●災害の可能性が高まり、災害時要援護者（避難行動要支援者等）の避難を促す必要が生じた場合 ●関係河川の氾濫注意情報が発表された場合、又は氾濫注意水位に達した場合ⁱ⁾ ●夜間～早朝にかけて上記の状況になることが予測される場合
<p>避難勧告の判断期</p> <p>警戒本部体制（第2配備）</p>	<p>災害の発生が予測される場合、若しくは一部地区又は町域において次に示す状況となったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民の生命の危険が危惧される災害、集落の孤立、若しくは床上浸水その他生活に著しい支障をきたす被害が発生し、又はその恐れが高まった場合 ●一部の避難所を開設する必要がある場合 ●県内に特別警報が発令された場合 ●土砂災害警戒情報が発表された場合 ●予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が見込まれる場合 ●記録的短時間大雨情報が発表された場合 ●関係河川の氾濫警戒情報が発表された場合、又は避難判断水位を超過しさらに降雨が見込まれる場合 ●夜間～早朝にかけて上記の状況になることが予測される場合
<p>避難指示（緊急）の判断期</p> <p>災害対策本部体制（非常体制）</p>	<p>災害が全町的に拡大する恐れがある場合、若しくは一部地区又は町域において次に示す状況となったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ●直ちに住民に命を守る行動をとらせる必要が生じたとき ●複数の避難所を開設する必要がある場合 ●三芳町に特別警報が発表された場合 ●土砂災害警戒情報が発表されており、かつ、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ●実況で土砂災害警戒情報の基準を超過した場合 ●土砂災害緊急情報が発表された場合 ●関係河川の氾濫危険情報が発表された場合、又は氾濫危険水位に達した場合、若しくは決壊・越水・溢水の発生、又は氾濫発生情報が発表された場合 ●町長が必要と認めた場合

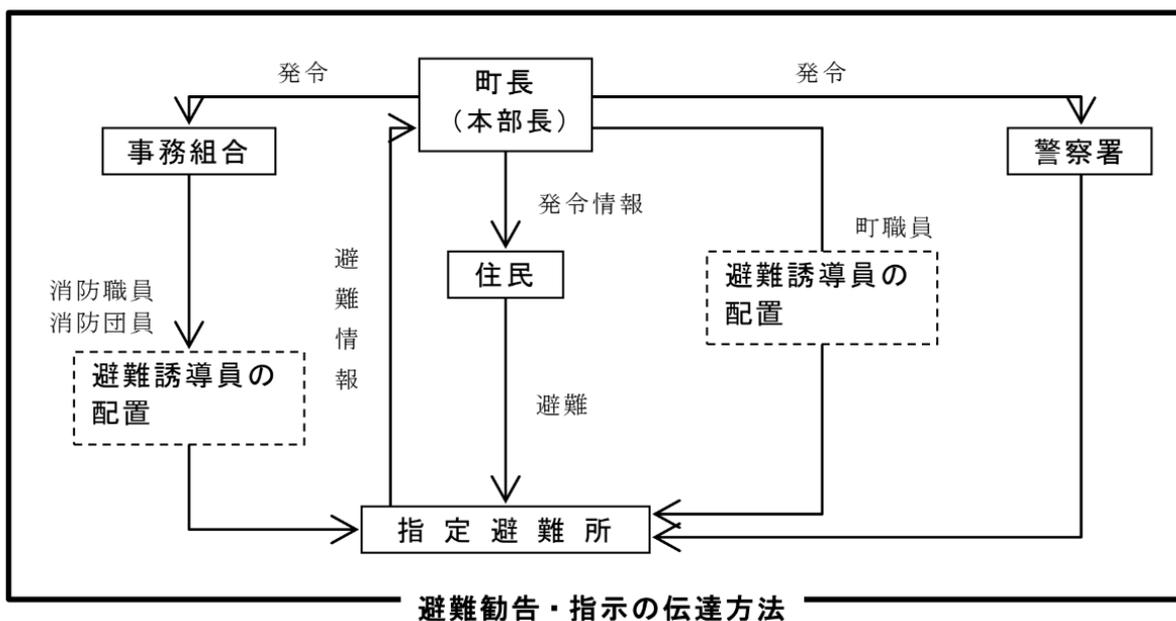
第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第7節 避難対策

- i) 河川水位による基準
 - ① 氾濫注意水位：柳瀬川清柳橋 AP19.65m、新河岸川宮戸橋 AP6.00m、荒川治水橋 AP7.50m
 - ② 避難判断水位：柳瀬川清柳橋 AP20.53m、新河岸川宮戸橋 AP7.12m、荒川治水橋 AP12.10m
 - ③ 氾濫危険水位：柳瀬川清柳橋 AP20.87m、新河岸川宮戸橋 AP7.48m、荒川治水橋 AP12.60m
- ii) 避難準備・高齢者等避難開始の発令は、第2配備（要援護者伝達・避難受入）への移行を前提とする。
- iii) 本表のほか避難勧告等の判断基準を補足する気象情報等については、「三芳町風雪水害配備体制及び避難勧告・指示等判断マニュアル」に定める。

(4) 避難指示等の伝達方法

以下に示すようなあらゆる手段を尽くして迅速な伝達を行う。また、できるだけ住民を恐怖状態に陥れないようにするとともに、火災の予防について警告する。その際、聴覚障がい者に対する FAX による伝達や、災害時要援護者に対する避難支援者を通じた伝達等により、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

- ① 防災行政無線
- ② エリアメール（緊急速報メール）
- ③ 広報車・消防団車両
- ④ 町職員、消防職員、消防団員等による口頭伝達（避難対象世帯）
- ⑤ コミュニティ FM、ローカルテレビ（文字放送）
- ⑥ 地区防災拠点における館内放送、情報の掲示、デジタルサイネージ等
- ⑦ 町ホームページ
- ⑧ 登録制メール（三芳町地域コミュニティメール）
- ⑨ X
- ⑩ その他取りうる全ての方法



5. 伝達事項

震災対策編に準ずる

6. 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合、避難勧告・指示等と同様に、関係機関及び住民に、その内容を周知するものとする。

警戒区域の設定にあたっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。

状況	措置	指示者	対象者
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第63条）	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去命令	(ア) 町長 (イ) 警察官（注1） (ウ) 自衛官（注3） (エ) 知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者
水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去命令	(ア) 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (イ) 警察官（注2）	水防関係者以外の者
火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(ア) 退去命令 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限	(ア) 消防吏員又は消防団員 (イ) 警察官（注2）	命令で定める以外の者
人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(ア) 引き留め (イ) 避難 (ウ) 必要な措置命令	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

（注1） 町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注2） (ア)に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注3） 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(ア)および(イ)がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注4） 知事は災害によって町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代って実施しなければならない。

第8節 災害時の要配慮者対策

震災対策編に準ずる

第9節 物資供給・輸送対策

震災対策編に準ずる

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第10節 生活の早期再建

第10節 生活の早期再建

震災対策編に準ずる他、次の対策を行う。

1. 防疫及び水害廃棄物処理対策

大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、衛生環境の保全のため、水害に伴って発生する災害廃棄物、特に片づけごみについては、水が引いた直後には回収等の体制を構築、分別区分を住民等の協力のもと徹底し、適切な処分を行う体制を整備する。

また、衛生環境の保全のため、生活ごみ及びし尿の回収体制を発生直後から継続又は再構築する体制を整備する。

2. 生活再建等の支援

《第2部震災対策編第2章第2節生活再建等の支援》を準用するほかは、次の通りとする。

3. 被災者への融資

三芳町風水害資金融資条例に基づく資金の融資

町は、「三芳町風水害資金融資条例」に基づき、風水害を受けた建物等の復旧及び水害予防のための建物等の保全に必要な資金を融資し、もって住民の生活の安定と福祉の増進に寄与する。

「三芳町風水害資金融資条例」を資料3-5に、「三芳町風水害資金融資条例施行規則」を資料3-6に示す。

第11節 竜巻等突風対策

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、住民への注意喚起を行うとともに住民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

第1 現況

1. 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

日本では、年平均で約 20 件（2007 年～2022 年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。

竜巻の発生数は、台風シーズンの9月がもっとも多いが、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。

2. 特徴

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状または柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達したこともある。

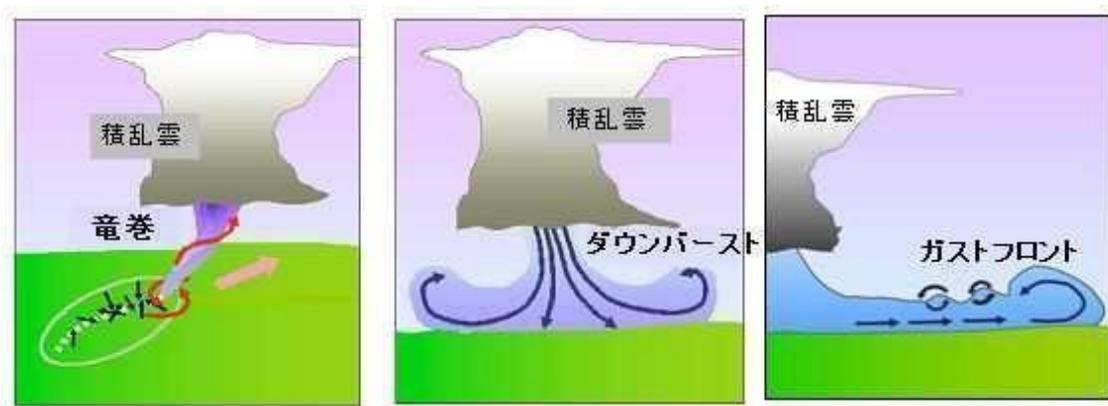
3. その他の突風

・ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がり数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

・ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。



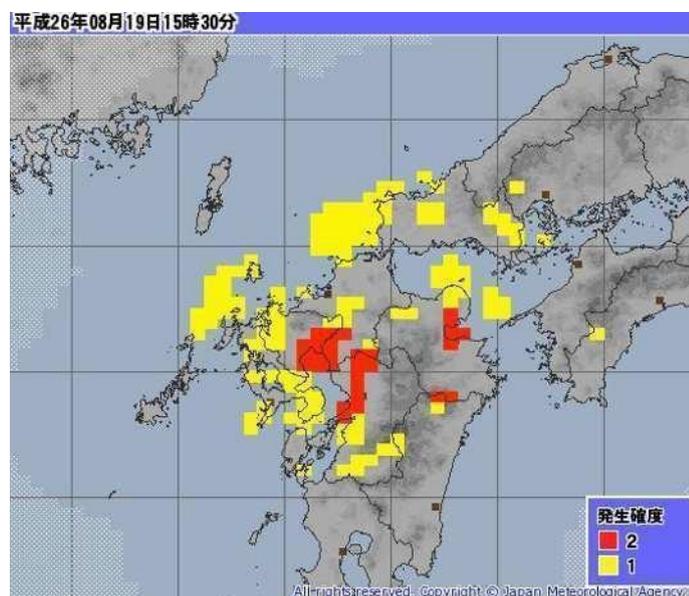
4. 竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と 1 時間先までの予報とし

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第11節 竜巻等突風対策

て、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。



5. 課題

竜巻などの激しい突風は局地的な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度は低い。

6. 参考：竜巻注意情報の概要

- ・ 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。
- ・ 竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報の有効期間は発表から約1時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。

第2 予防・事前対策

1. 竜巻注意情報等気象情報の普及

竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く住民に普及を図る。

(1) 竜巻関係の気象情報について普及啓発

【県（危機管理防災部）、市町村、熊谷地方気象台】

熊谷地方気象台は県及び市町村と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第11節 竜巻等突風対策

住民への普及啓発を行う。

(参考) 住民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る!」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう!」等)

2. 被害予防対策

竜巻等突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く住民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

(1) 物的被害を軽減させるための方策。

【県（危機管理防災部、農林部）、市町村、重要施設管理者】

重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

3. 竜巻等突風対処体制の確立

町は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

①竜巻注意情報の収集・伝達については、《予防・事前対策》(1)③「竜巻関係の気象情報に関する普及啓発」に基づき、気象庁等からの情報入手方法を普及啓発し、自助による減災を図る。

②目撃情報の活用

町職員や行政区の地域防災関係住民から竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集できる体制を整備する。また、X等SNSによる住民からの竜巻発生情報、災害情報の収集手段を検討する。

4. 情報収集・伝達体制の整備

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(1) 住民への伝達体制

【県（危機管理防災部）、市町村】

事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促す。

防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

(2) 目撃情報の活用

【県（危機管理防災部）、市町村、熊谷地方气象台、学校】

県及び市町村や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

5. 適切な対処法の普及

竜巻等突風への具体的な対処法を住民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

(1) 具体的な対処方法の普及。

【県（危機管理防災部）、市町村、住民】

住民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

県及び市町村は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

【竜巻から命を守るための対処法】

- ・頑丈な建物への避難
- ・窓ガラスから離れる
- ・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- ・避難時は飛来物に注意する

【具体的な対応例】（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

(A)竜巻注意情報発表時、(B)積乱雲の近づく兆しを察知した時、(C)竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。	
【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】	
状況の時系列的变化	対処行動例
(A) 竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し）空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> ・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
(C) 竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 （屋内） <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。

<p>②飛散物が筒状に舞い上がる</p> <p>③竜巻が間近に迫った特徴 (ゴーというジェット機のようなごう音)</p> <p>④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき</p> <p>なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p>(屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。
<p>出典：気象庁資料をもとに作成</p>	

第3 応急対策

1. 情報伝達

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際、住民に対して適切な対処を促すための情報を伝達する。

(1) 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

【県（統括部）、市町村】

県及び市町村は、住民が竜巻等突風から身の安全を守るため、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

市町村は、住民の適切な対処行動を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう市町村単位の情報の付加等を行う。

(2) 市町村単位での情報の付加に係る参考

(竜巻等突風対策局長級会議報告(平成24年8月15日))

(A)「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応(竜巻に関する情報・状況の確認)

「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。

なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(B)竜巻注意情報発表時における対応(竜巻に関する情報・状況の確認)

竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第11節 竜巻等突風対策

気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、ひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。

竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 km格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

(3) 情報伝達

多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

(C) 当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

- 当該市町村内において、気象の変化(「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し)が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで当該市町村が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起(竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等)、及び住民の対処行動(第3編-87ページの「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照)の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 現在、竜巻注意情報が発表され、〇〇市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください

(4) 当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応

当該市町村内及び周辺において竜巻の発生したことを当該市町村が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。

情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動の「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照)の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 先ほど、〇〇市内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。(竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じるなどです。)

【市町村単位での情報の付加に係る参考】

(竜巻等突風対策局長級会議報告(平成24年8月15日))

(A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応(竜巻に関する情報・状況の確認)

- 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(B) 竜巻注意情報発表時における対応(竜巻に関する情報・状況の確認)

- 竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
- 竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 km格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

(情報伝達)

- 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

(C) 当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

- 当該市町村内において、気象の変化(「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょう

第3編 風雪水害対策編 第3章 災害復興
第11節 竜巻等突風対策

うが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し)が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで当該市町村が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。

- 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動（第3編－87ページの「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）現在、竜巻注意情報が発表され、〇〇市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください

(D) 当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応

（情報伝達）

- 当該市町村内及び周辺において竜巻の発生したことを当該市町村が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動の「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（情報伝達）

（例文）先ほど、〇〇市内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じる事などです。）

第3章 災害復興

震災対策編に準ずる。

第4章 雪害対策

県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、県内では、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となった。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、雪崩災害、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車・登山事故））が、住民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

第1 予防・事前対策

1. 大雪災害の特徴

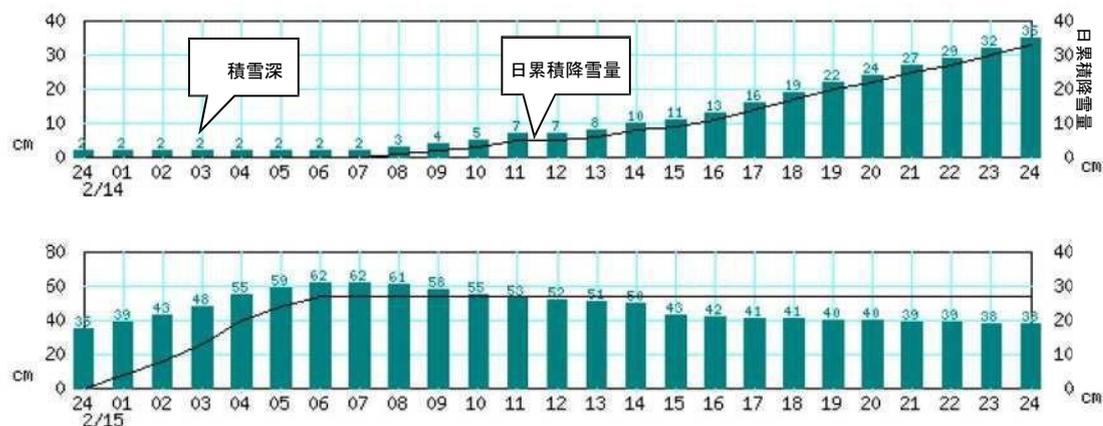
平成26年2月の大雪の状況

2月13日21時に南西諸島で低気圧が発生した。次第に発達しながら本州の南海上を北東に進み、15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500メートル付近は-6℃以下の寒気に覆われていた。この低気圧と上空の寒気の影響により、14日早朝から雪が降り続き、埼玉県では1週間前（2月8日から9日）に引き続き大雪となり、最深積雪は熊谷で62cm、秩父で98cmとなった。これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降の最深積雪である。

積雪の深さの推移

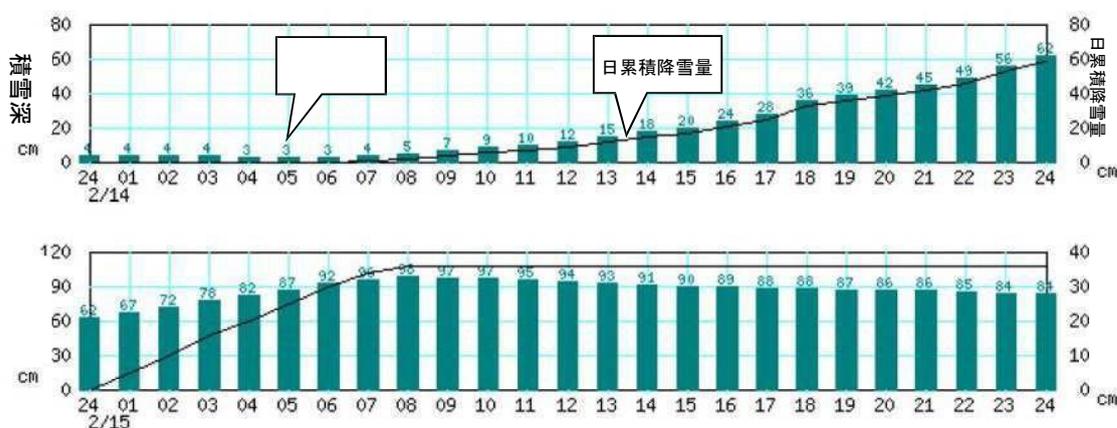
(1) 熊谷 (cm)

熊谷：2月14日00時から2月15日24時にかけての毎時積雪深 (cm)



(2) 秩父 (cm)

秩父：2月14日00時から2月15日24時にかけての毎時積雪深 (cm)



2. 除雪及び凍結防止体制の整備

道路管理者は除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。また、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を実施する。

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、県及び町、道路管理者等、関係機関との連絡体制をあらかじめ確立する。

異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（緊急輸送道路、避難路及び防災拠点施設・警察署・消防署・医療機関へのアクセス道路等）をあらかじめ選定し、関係機関で共有しておくものとする。併せて、公園・広場・駐車場など、雪捨て場の選定を行っておく。

3. 建築物の雪害予防

町は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設等、不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等災害時要援護者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。また、管理不全の空き家等については、近隣への影響を考慮し、所有者に対して雪害予防対策を促すこととする。

(1) 新施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

(2) 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

(3) 孤立予防対策

町は、過去の土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（行政区長や消防団員等）等の把握を行う。

(4) 大雪によるライフライン停止対策の促進

ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

(5) 農作物被害の被害軽減対策

県及び町は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。また、積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入等、農業被害の軽減を検討する。

(6) 降雪時の注意喚起の実施

町は、大量の積雪が見込まれる時には、次に示すとるべき行動を、住民に周知する。

- ① 不要不急の外出は極力避ける。
- ② 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- ③ 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- ④ 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- ⑤ 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- ⑥ 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

(7) 住民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには住民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。県及び町は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。

4. 住民が行う雪害予防対策

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、地域コミュニティの共助による雪処理活動や近隣の要援護者に対する見守り・支援、その他町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転

第3編 風雪水害対策編 第4章 雪害対策
第11節 竜巻等突風対策

倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

県及び町は、住民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

県及び町は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

また、積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入等、農業被害の軽減を検討する。

- 1 点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。
- 2 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。
- 3 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。
- 4 県及び町は、住民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。
- 5 大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。
- 6 除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、住民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、住民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

5. 住民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには住民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。県及び町は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。

6. 情報通信体制の充実強化

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、住民の適切な対処を促す。

(1) 気象情報等の収集・伝達体制の整備。

【県（危機管理防災部）、市町村、熊谷地方気象台】

県及び市町村は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。熊谷地方気象台は、降雪・積雪に係る気象情報等について、県や市町村に伝達する体制整備に努める。

(2) 住民への伝達及び事前の周知

【県（危機管理防災部）、市町村、熊谷地方気象台、住民】

第3編 風雪水害対策編 第4章 雪害対策
第11節 竜巻等突風対策

県、市町村及び熊谷地方気象台は、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を住民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ住民への周知に努める。

住民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

(3) 被災市町村や防災関係機関との情報共有

【県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村、関係機関】

県及び関係機関は、災害時のオペレーションを支援するシステムを整備し、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を関係機関と共有する。

7. 雪害における応急対応力の強化

県及び町、防災関係機関等は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画に整備するとともに、平時からの相互の連携強化を図る。

(1) 大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の作成・共有

【県（危機管理防災部、警察本部）、市町村、防災関係機関】

大雪災害に対応するため、事前行動計画（埼玉版タイムライン）を作成し、関係機関と共有する。なお、計画は、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮したものとする。

(2) 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

【県（関係部局、警察本部）、市町村、消防機関、防災関係機関】

救助活動等を実施する警察本部及び消防機関、防災関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

(3) 雪害に対応する防災用資機材（例）

○県及び市町村は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

8. 避難所の確保

町は、地域の人口、地形及びなだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。

9. 孤立予防対策

町は、積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行う。県及び町は、積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等、事前措置を講ずる。

(1) 孤立集落が必要とする支援の想定

孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係団体と協議を行うものとする。

(2) 孤立のおそれがある地区の状況把握

町は、過去の土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行うものとする。

【孤立のおそれがある地区】

- ・平成26年2月の大雪で孤立した地区
- ・集落につながる道路等において迂回路がない
- ・集落につながる道路において、落石、土砂崩れ及びなだれの発生が予測され道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い
- ・地すべり等土砂災害危険箇所（令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）に孤立化のおそれのある集落に通じる道路があり、土砂災害発生時に、道路が被災した場合、交通途絶の可能性が高い

(3) 救援実施に必要な体制整備

集落内に学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整しておく。

孤立するおそれのある地区においては、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。

孤立するおそれのある地区においては、救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地を確保しておく。

気象警報等を基に、被災前に避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組を検討する。

ア 地域コミュニティによる支援機能の強化

地区が孤立化した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になる。地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。

イ 長期孤立を想定した食料備蓄の奨励

県及び町は、孤立するおそれのある地区については、最低7日間は外部からの補給がない場合でも自活できるよう、住民に対し、飲料水や食料の備蓄を奨励する。

10. 建築物の雪害予防

防災活動拠点をはじめ災害対応を行う施設や多くの住民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

(1) 建築物被害を軽減させるための措置.

町及び市町村は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、劇場・駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

- ・新設施設等の耐雪構造化

第3編 風雪水害対策編 第4章 雪害対策
第11節 竜巻等突風対策

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

- ・老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

11. 道路交通対策

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

(1) 道路交通の確保

【県（県土整備部）、町、道路管理者】

県は、通常時の除雪作業のみならず、通常時では対応が困難となる大雪に対して、道路交通の確保を図るための除雪対応の基本方針を定め、効率的な除雪に努める。

道路管理者は除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。道路管理者は、契約業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。

県は、県土整備事務所に置かれた県内12の管内における民間除雪機械やオペレータの実態等を調査把握し、大雪時において追加動員可能な除雪機械の所有者に対し、あらかじめ協力依頼をするとともに、オペレータの育成に努めるものとする。

(2) 積雪状況の把握及び情報発信

【道路管理者】

除雪作業着手の判断を確実かつ容易とするため、道路管理用カメラ及び雪尺（積雪標柱）の設置により、積雪状況を把握する。

カメラ画像の公開により、道路利用者へ積雪状況を情報発信し、注意を促す。

(3) 雪捨て場の事前選定

【道路管理者】

運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定する。選定に当たっては、あらかじめ市町村等と協議を行い、発災時における連携を図る。

(4) 関係機関の連携強化

【県（危機管理防災部、県土整備部）、町、道路管理者】

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、県と市町村、国等との連絡体制をあらかじめ確立する。異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有しておくものとする。

第3編 風雪水害対策編 第4章 雪害対策
第11節 竜巻等突風対策

12. 鉄道等交通対策

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、県等と連携しながら広く住民に周知する。

13. ライフライン施設雪害予防

大雪による被害から電力、通信、ガス及び上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を維持し、住民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。

(1) ライフラインにおける雪害対策の推進

【ライフライン事業者】

ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

14. 農林水産業に係る雪害予防

県及び市町村は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

(1) 農産物等への被害軽減対策

【県（農林部）、町】

積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第2 応急対策

1. 地域パトロールの実施

町は、凍結等のため特に危険な箇所はないか、道路パトロールを実施しその把握に努め、道路交通の安全を期する。

(1) 路面の除雪及び凍結防止措置

町及び道路管理者は、道路上の積雪及び路面凍結が予想される場合において、道路上の除雪及び危険箇所における融雪剤の散布等の凍結防止措置を行う。

- 1 異常な積雪時には、あらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。
- 2 降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

第3編 風雪水害対策編 第4章 雪害対策
第11節 竜巻等突風対策

- 3 緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、東入間警察署と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。
- 4 町は、除雪作業等の実施において必要に応じて災害対策協力会への協力要請を行う。
- 5 町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。
- 6 防災関係機関は、町から応援の要請を受けた時は、これに積極的に協力するものとする。
- 7 除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

2. 緊急輸送道路の確保と放置車両対策

町及び道路管理者は、放置車両や立ち往生の車両等が発生した場合で、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、国、県及び東入間警察署と連携の上、災害対策基本法第76条の6に基づいて区間を指定し、運転者等に車両の移動等の命令を行う。

また、運転者の不在時等は、町及び道路管理者は、自らホイールローダー等により車両の移動等を行うことができる。その際に生じたやむを得ない限度での破損に係る損失補償（法第82条）や車両保管に伴う民有地の土地の一時使用、竹木その他障害物の処分については法令に準拠して行うものとする。

3. 避難指示等

町長（本部長）は、記録的な降雪により住民の生命にかかわる雪害発生の危険が切迫していると認められるときは、あるいは今後危険性が高まる可能性が高いと認めるときは、必要と認める区域の居住者に対し、予め定めた基準に基づき、地域の状況や気象状況等を総合的に勘案して、高齢者等避難の発表、あるいは避難指示を発表する。

4. 孤立世帯の把握と支援

町は、降雪に伴う生活道路の通行不能等により発生した孤立者、孤立世帯を把握するとともに、優先的な除雪による生活道路の確保や救援物資の輸送、急病人の搬送・救援、透析患者の支援等、必要な支援を実施する。

5. ライフラインの確保

【県（応急復旧部、給水部）、ライフライン事業者】

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

(1) 応急対策の実施

ライフライン事業者、県（給水部）及び市町村は、なだれ、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。

ライフライン事業者、県（給水部）及び市町村は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や住民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

第3編 風雪水害対策編 第4章 雪害対策
第11節 竜巻等突風対策

県（統括部）は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、なだれ等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

県（統括部）は、異常な積雪により広範囲に被災した場合には、優先的に復旧すべき地区を示し、関係機関と調整するものとする。

6. 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティやボランティアの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

7. 被災農家の支援

町は、県（川越農林振興センター）と協力し、降雪により農業施設及び農作物に被害を受けた農家に対する支援を行う。

8. 住民への周知

町は、大量の積雪が見込まれる時には、次に示すとるべき行動を、住民に周知する。

- ①不要不急の外出は極力避ける。
- ②外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- ③道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- ④交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- ⑤自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- ⑥除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

9. 町の体制・対応

(1) 待機体制の場合

災害対策グループ員は、待機体制をとり、気象情報等に注意を払うとともに、いつでも参集できるよう準備をしておく。

災害対策グループ：三芳町課室設置条例（平成21年条例第35号）第1条及び第2条に定める常設の災害応急体制。予め定められた課の職員が、交代制により災害現場対応を行う。

(2) 警戒体制第1配備の場合

災害対策グループ員の班体制のうち、グループ長の命により1の班若しくは複数班が庁舎へ参集する。

第3編 風雪水害対策編 第4章 雪害対策
第11節 竜巻等突風対策

(3) 警戒体制第2配備の場合

第1配備に加えて、地震警戒体制第2配備に準じた職員が庁舎へ参集する。職員は特別警報等の町内気象情報に注意し、発令の場合、本部連絡を待つことなく自動参集を行う。

(4) 非常体制の場合

町職員全員があらゆる手段を尽くし、速やかに参集する。職員は特別警報等の町内気象情報に注意し、発令の場合、本部連絡を待つことなく自動参集を行う。

町は、凍結等のため特に危険な箇所はないか、道路パトロールを実施しその把握に努め、道路交通の安全を期する。

町長（本部長）は、記録的な降雪により住民の生命にかかわる雪害発生の危険が切迫していると認められるときは、あるいは今後危険性が高まる可能性が高いと認めるときは、必要と認める区域の居住者に対し、予め定めた基準に基づき、地域の状況や気象状況等を総合的に勘案して、高齢者等避難の発表、あるいは避難指示を発表する。

また、運転者の不在時等は、町及び道路管理者は、自らホイールローダー等により車両の移動等を行うことができる。その際に生じたやむを得ない限度での破損に係る損失補償（法第82条）や車両保管に伴う民有地の土地の一時使用、竹木その他障害物の処分については法令に準拠して行うものとする。

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティやボランティアの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

ライフライン事業者は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。

なお、ライフライン事業者は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や住民の生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

10. 住民が行う雪害応急対策

県及び市町村は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。

11. 具体的な取組内容

(1) 県

県は、積雪による被害が発生した場合、防災機関及び他都道府県などの協力を得て災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災機関が実施する災害応急対策を支援する。このため必要に応じて災害対策本部又は災害即応室を設置して対応する。

第3編 風雪水害対策編 第4章 雪害対策
第11節 竜巻等突風対策

(2) 町

町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。

(3) 初動期の人員確保

県及び町は、体制配備に当たっては、気象注警報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集支援システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

災害対策緊急要員の増員

本部設置	体制区分		配備基準
(第1次防災体制)	連絡体制	災害対策グループ員 待機・所属課 管理職参集	<ul style="list-style-type: none"> 大雨・洪水・強風・大雪・竜巻・雷等の注意報が発令されており、今後さらに気象の悪化、若しくは警報への移行の可能性がある場合
(第2次防災体制) 災害対策 グループ設置	警戒体制	第1配備 災害対策グループ員 ⁱ 参集 (他本部員 待機)	<ul style="list-style-type: none"> 大雨・洪水・暴風・大雪等の警報が発令された場合 道路冠水が発生した場合 床下浸水の恐れが高まった場合 予測値で土砂災害警戒情報基準を超過した場合 関係河川の氾濫注意情報が発表された場合、又は、氾濫注意水位を超えることが確実な場合ⁱⁱⁱ 避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断する段階
(第3次防災体制) 警戒本部設置		第2配備 第1配備＋ 地震警戒第 2配備 ⁱⁱ	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生した場合、又は災害の発生が予測される場合 県内に特別警報が発令された場合^{iv} 床上浸水被害があった場合、又はその恐れがある場合 土砂災害警戒情報が発表された場合 関係河川の氾濫警戒情報が発表された場合、又は避難判断水位を超えることが確実な場合ⁱⁱⁱ 避難勧告の発令（避難所の開設）を判断する段階、又は自主避難が見込まれる場合
(第4次防災体制) 災害対策本部 設置	非常体制 (全職員参集)		<ul style="list-style-type: none"> 災害が全町的に拡大した場合、又はその恐れがある場合 三芳町に特別警報が発令された場合^{iv} 記録的短時間大雨情報が発表された場合 実況で土砂災害警戒情報基準を超過した場合 土砂災害緊急情報が発表された場合 関係河川の氾濫危険情報が発表された場合、又は氾濫危険水位を超えることが確実な場合、若しくは氾濫発生情報が発表された場合、又は堤防決壊の恐れが高まった場合ⁱⁱⁱ 避難勧告を発令し、避難指示（緊急）の発令を判断する段階、その他避難所を開設した場合 町長が必要と認めた場合

第3編 風雪水害対策編 第4章 雪害対策 第11節 竜巻等突風対策

- i) 災害対策グループ：常設の災害出動体制。自治安心課、道路交通課、上下水道課、都市計画課、環境課、観光産業課及び町長が指定した職員。
- ii) 地震警戒第2配備：災害対策本部員、各班長のほか、庶務班、情報1班、救助総務班、救助1班、教育施設対策班、学校教育班、避難所総務班、衛生医療班、土木班、建設班、水道給水班及び避難所1班～3班（緊急避難対応班は、地震・集中豪雨・竜巻・雷等による予測不能な突発的災害が休日・夜間に発生した場合のみ出動）
- iii) 河川水位による基準
 - ①氾濫注意水位：柳瀬川清柳橋 AP19.65m、新河岸川宮戸橋 AP6.00m、荒川治水橋 AP7.50m
 - ②避難判断水位：柳瀬川清柳橋 AP20.53m、新河岸川宮戸橋 AP7.12m、荒川治水橋 AP12.10m
 - ③氾濫危険水位：柳瀬川清柳橋 AP20.87m、新河岸川宮戸橋 AP7.48m、荒川治水橋 AP12.60m
- iv) 職員は特別警報の情報に注意し、発令の場合、本部連絡を待つことなく、各体制の自動参集を行う。
- v) 本表のほか各体制配備の判断基準を補足する気象情報等については、「三芳町風雪水害配備体制及び避難勧告・指示マニュアル」に定める。

【県】

県は、本庁と現地地域機関との連絡体制や現場における災害対策業務の強化のため、必要に応じて本庁からの職員（災害対策緊急要員）を派遣する。

12. 情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

(1) 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「第2章－第5情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－〈応急対策〉（第3編－46ページ）」を準用する。

(2) 積雪に関する被害情報の伝達

【県、町】

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

県は、町及び関係機関と緊密に連絡して被害状況を取りまとめる。

(3) 住民への情報発信

【県（統括部、応急復旧部）、町】

気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、県及び町は、降雪状況及び積雪の予報等について住民等へ周知する。

異常な積雪又はなだれ等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

県は、住民の適切な行動を促すため、積雪に関する情報のほか除雪に係る情報も積極的に発信するとともに、救助や救援活動などの県や警察本部、自衛隊等の対応状況についても一元

第3編 風雪水害対策編 第4章 雪害対策
第11節 竜巻等突風対策

的に広報する。

報道機関への情報提供に当たっては、記者会見やブリーフィング等を定期的に開催する等、計画的に実施する。

(4) 積雪に伴いとるべき行動の周知

【県（統括部）、町】

県及び市町村は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、住民に周知する。

（例）

不要不急の外出は極力避ける。

外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。

道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。

交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。

自動車が出発したときに車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。

安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。

除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

(5) 被災市町村等との情報共有機能の強化

【県（統括部）、支部、町】

大雪の際は、被害の全容を把握するために、防災ヘリコプター等による上空からの偵察を活用する。また、得られた被害情報については、災害オペレーション支援システム等を通じて町と共有する。

被害が甚大な市町村に対して、被害状況など県への報告業務等を支援するため、支部の職員の派遣や市町村情報連絡員制度を活用する。

13. 道路機能の確保

県及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院など住民の命を緊急的・直接的に救助する施設、住民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

(1) 効率的な除雪

【道路管理者】

異常な積雪時には、管内ごとにあらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。

降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察本部と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

第3編 風雪水害対策編 第4章 雪害対策
第11節 竜巻等突風対策

(2) 除雪の応援

【県（応急復旧部、統括部）、町】

異常な積雪により集落の孤立解消等に大きな遅れが生じることが予測される場合、県は、県建設業協会による他の管内への応援や、他の都道府県、国土交通省のTEC-FORCEの応援を速やかに要請する。

町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

防災関係機関は、市町村又は県から応援の要請を受けた時は、これに積極的に協力する。

除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

14. 警備・交通規制

【警察本部、道路管理者】

異常な積雪があった時は、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

(1) 警備

震災対策編に準ずる。

(2) 緊急時の交通規制

気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、道路管理者と連携を図り、交通規制を実施する。

(3) 除雪作業に伴う交通整理と交通規制

道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察に対し、交通規制の実施を要請する。要請を受けた県警察は、道路管理者と連携を図り、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。

15. 救出・救助及び孤立地区への支援の実施

なだれ事故や異常な積雪により立ち往生した自動車や建物内閉じ込めなど、危険地帯における救助要請及び孤立地区の救援要請については、その緊急性を考慮しながら、関係機関との緊密な連携の上、速やかに実施する。

(1) なだれ事故に対する応急対策

【県、町、道路管理者、交通事業者】

なだれによる人命等の損失を極力回避するため、鉄道・道路等施設管理者は、なだれのおそれがある箇所を中心にパトロールを実施する。なだれの兆候等異常な事態を発見した時は、当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を講

じ、なだれ発生的事前回避に努める。

なだれにより施設が被災した場合には、直ちに当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を講じ、交通の早期回復に努める。

また、列車又は車両がなだれにより被災した場合は、直ちに消防機関、警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。

(2) なだれ発生に伴う避難

【町】

町は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めた時は、住民に対し避難の指示を行うものとする。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。

住民等がなだれにより被災した時は、直ちに消防、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

ウヘリコプター等による救出・救助

【県（統括部）、警察本部】

積雪やなだれによる交通途絶等で立ち往生した自動車や、孤立した地区の住民が、直ちに救出・救助が必要な状況であり、かつ他の交通手段が確保できないと認めた時は、県防災ヘリコプター及び県警ヘリコプター等による救出・救助を実施する。

また、救助の規模が県及び市町村による対応能力を超え、緊急性、非代替性が認められる場合には、自衛隊法に基づき自衛隊に災害派遣を要請する。

(3) 雪害時の滞留車両の乗員保護

【国、県（統括部）、町、道路管理者】

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供や安全確保、避難所への一時避難支援等を行う。

(4) 孤立地区の応急対策

【県（統括部、医療救急部、関係各部）、町、道路管理者、交通事業者】

積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり孤立した地区の住民の人命及び財産を保護するため、防災関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 状況の調査等

町は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数を知事に報告するとともに、地区代表者と連絡を取るなどして病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査するものとする。

2 救援の要請

町は、孤立地区の状況について、食料及び飲料水、灯油、医薬品、緊急搬送要請について、必要数量や品目、緊急度（品目残量・残日数等）がわかるように、県に要請するものとする。県は、市町村が負担なく要請ができるよう様式等を示すとともに、要請があった案件に速やかに対応する。

第3編 風雪水害対策編 第4章 雪害対策
第11節 竜巻等突風対策

3 医師の派遣・物資の輸送等

県及び町は、ヘリコプター等による医師、保健師等の派遣、医薬品・食料・生活必需品等の輸送及び地区住民全員の避難救助等必要な対策を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図るものとする。

16. 避難所の開設・運営

なだれや大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った住民や、交通途絶により孤立した地域の住民を收容するため、町は避難所を開設・運営する。

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

17. 医療救護

【県（医療救急部）、町、防災関係機関】

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

18. 地域における除雪協力【住民・事業者】

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第3 復旧対策

1. 長期化する雪害への対応

大量の積雪があった場合には、なだれが発生するおそれが長期間継続する。そのため、積雪後は、なだれによる災害防止に取り組む。

2. なだれ対策の実施

【県（統括部）、町、道路管理者】

気象台が発表するなだれ注意報を参考にしながら、適宜、住民への注意喚起を行う。

道路管理者は、気象台が発表するなだれ注意報や専門家による見解等を参考にしながら、道路の通行規制解除を行う。

第3編 風雪水害対策編 第4章 雪害対策
第11節 竜巻等突風対策

3. 農業復旧支援

【県（農林対策部）、町】

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。